

主要農作物等の種子生産をめぐる情勢について

- 1 戦後の北海道農業のあゆみ
- 2 種子生産の現状
 - (1) 主要農作物等の種子生産
 - (2) 北海道における品種開発と種子生産
 - ア 品種開発
 - イ 生産
- 3 主要農作物種子法の目的と仕組み
- 4 主要農作物種子法の廃止までの経過
 - (1) 規制改革推進会議
 - (2) 農業競争力強化プログラム
 - (3) 国会での審議状況
 - (4) 主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議
- 5 各都道府県の対応
- 6 道の対応
 - (1) 道による検討の経過
 - (2) 道の廃止後の対応
 - (3) 今後の対応方向
- 7 条例制定について
 - (1) 条例の内容（素案）
 - (2) 部会の設置
 - (3) スケジュール（案）
- 8 その他

[参考資料]

- ・原種等生産事業費PR版
- ・種苗法抜粋

1 戦後の北海道農業のあゆみ

(注)冷害凶作年の下段の () は
水稲作況指数

1945年～

1970年

1990年

2010年

(S27)	(S30)	(S31)	(S36)	(S40)	(S42)	(S46)	(S50)	(S51)	(S52)	(S58)	(S63)	(H3)	(H5)	(H7)	(H10)	(H15)	(H18)	(H19)	(H21)	(H25)	(H26)	(H30)																									
45年	47年	48年	52年	54年	55年	56年	61年	64年	65年	67年	70年	71年	73年	75年	76年	77年	79年	80年	81年	83年	85年	88年	91年	93年	95年	97年	98年	98年	01年	01年	03年	04年	05年	06年	07年	07年	09年	09年	13年	13年	13年	14年	14年	16年	18年		
臨時北海道拓殖本部設置	道農業会解散、道農協連合会設立	北海道農業改良委員会設置	主要農作物種子法制定	北海道農協中央会発足	根釧パイロットファーム事業開始	北海道農協中央会発足	道産米の生産量全国一(85万トン)	(S41) 66年 三年連続凶作(68・86・73)	道営原種農場を廃止。農業団体に委託	道産米百万トン突破	米の生産調整対策が開始	冷害凶作被害七七二億(66)	根室地域の新酪農村建設に着手	乳用牛60万頭突破	米の新品種キタヒカリ誕生	冷害凶作被害九二三億(80)	有珠山噴火	畑作物・園芸施設共済制度発足	冷害凶作被害八六三億(81)	冷害凶作被害一、三三三億(81)	冷害凶作被害一、五三一億(74)	生乳生産過剰で八万トン余乳発生	米の新品種きらら397誕生	牛肉の輸入自由化スタート	クリーン農業の推進スタート	冷害凶作被害一、九七四億(40)	原原種生産をホクレンに委託	北海道農業・農村振興条例制定	ほしのゆめデビュー	種子生産に係る国の補助を一般財源化	国内初のBSE発生	米の新品種なつぼし誕生	冷害凶作被害六三七億(73)	北海道農業・農村ビジョン21策定	北海道食の安全・安心条例、GM条例制定	米の新品種おぼろづき本格デビュー	農地・水・環境保全向上対策スタート	品目横断的経営安定対策スタート	米の新品種ゆめぴりかが本格デビュー	戸別所得補償制度導入	農林水産業地域の活力創造プラン策定	経営所得安定対策の見直し	水田フル活用と米政策改革の推進	農地中間管理事業スタート	日本型直接支払制度スタート	農林水産業地域の活力創造プラン改正	主要農作物種子法廃止

食料増産への対応

- 農地開発(主に根釧)
- 品種の育成(寒さに強い品種)
- 栽培管理技術の改良(道立農試と普及事業)
- 災害対策の充実(農業共済制度)



S34 田植風景

米の生産調整への対応

- うまい米づくり
 - ・品種改良
- 水田農業の効率化
 - ・水田の区画整備
 - ・農作業の機械化
- 水田の転作
 - ・農地の排水改良(乾田化)
 - ・基幹的水利施設の整備



乗用型田植機

新たな農政への対応

- 基盤整備と技術革新
 - ・農地の大区画化
 - ・ICT農業
 - ・植物工場
- 需要拡大に向けた品種改良
 - ・ゆめぴりか(極良食味米)
 - ・きたしずく(酒造好適米)
 - ・ゆめちから(超強力小麦)
 - ・とよみづき(豆腐加工適性高い)
- 高付加価値化
 - ・クリーン農業
 - ・有機農業
 - ・6次産業化(加工・販売)
 - ・肥培管理の改善による高品質化
- 新たな市場の開拓
 - ・輸出の促進
 - ・加工用野菜の導入
 - ・飼料用米の生産拡大
- 農畜産物の貿易自由化への対応
 - ・食の安全・安心への取組強化
 - ・担い手の育成・確保(法人組織化)
 - ・規模拡大と低コスト生産
 - ・地域営農支援組織等の育成

(参考)

○道内で栽培生産されている主要農作物等の品種

区分	品 種 名	優良品種認定年	品種開発者
水 稲 (優良品種 : 21品種)	ゆめぴりか	平成20年	上川農業試験場
	ほしまる (直播用)	平成18年	上川農試、ホクレン
	きらら397	昭和63年	上川農業試験場
小 麦 (優良品種 : 7品種)	きたほなみ (日本めん用・秋まき用)	平成18年	北見農業試験場
	春よ恋 (パン用・春まき用)	平成12年	ホクレン
大 麦 (優良品種 : 2品種)	札幌2号	平成29年	サッポロビール(株)
	りょうふう	平成元年	北見農業試験場
大 豆 (優良品種 : 20品種)	とよみづき (豆腐・煮豆用)	平成24年	十勝農業試験場
	ユキシズカ (納豆用)	平成14年	十勝農業試験場
	ユキホマレ (煮豆・豆腐用)	平成13年	十勝農業試験場
小 豆 (優良品種 : 12品種)	きたろまん (製餡・和菓子用)	平成17年	十勝農業試験場
	エリモショウズ (製餡・和菓子用)	昭和56年	十勝農業試験場
いんげん (優良品種 : 16品種)	<small>ゆきてぼう</small> 雪手亡 (製餡・和菓子用)	平成4年	十勝農業試験場
	大正金時 (製餡・和菓子用)	昭和46年	十勝農業試験場
えん豆 (優良品種 : 2品種)	<small>ほつかいあかぼな</small> 北海赤花 (蜜豆・豆大福用)	昭和53年	北見農業試験場
	<small>おおみどり</small> 大緑 (煮豆・甘納豆用)	昭和50年	北見農業試験場
そ ば (優良品種 : 5品種)	レラノカオリ	平成24年	北海道農業研究センター
	キタワセソバ	平成元年	北海道農業研究センター

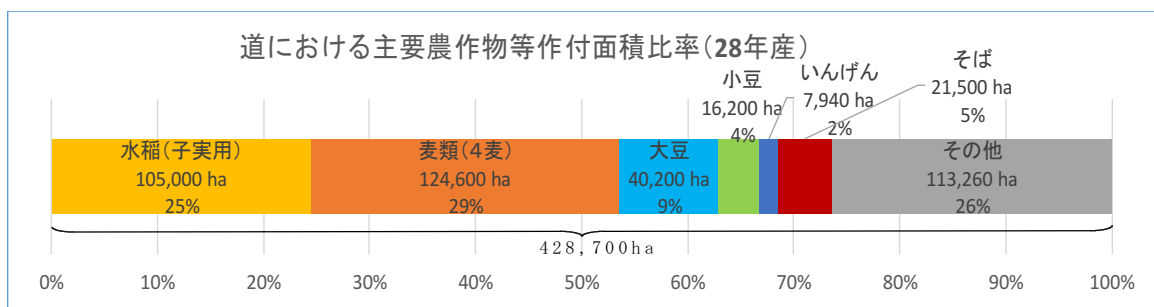
○ 本道の気象条件等の中で、需要に対応した生産を図る上から、農業試験場において、数々の品種が開発されてきた。

地域では、品種の特性を活かした栽培を通じ、市場ニーズに応じた産地形成に取り組んでいる。

2 種子生産の現状

(1) 主要農作物等の種子生産

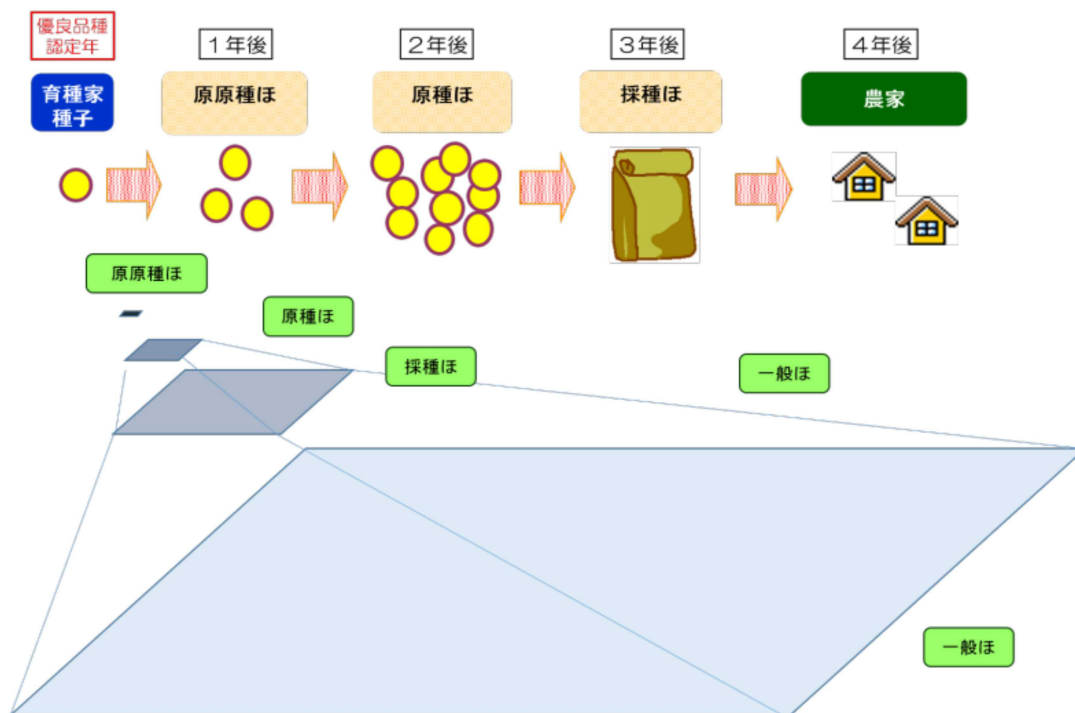
- 主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそば）の作付面積は、31万5,440haと本道の耕種作物面積（田・畑から飼料作物と野菜を除いた面積）の74%を占め、本道農業に欠くことのできない基幹的作物。



・「その他」は、てん菜59,700ha、馬鈴しょ51,200ha等

- 主要農作物等の種子生産は、原原種ほ、原種ほ、採種ほの3段階に分けて実施されており、種子が農家に届くまでには、優良品種に認定された後、最低でも4年かかる。
- 種子の生産面積(H30原原種ほ16ha＋原種ほ205ha＋採種ほ5,172ha)は、約5,400ha。

種子の増殖 (イメージ)



- 種子としての安全性及び品質を確保するため、種子生産者は病虫害防除はもとより、栽培管理の徹底を図っている。

(2) 北海道における品種開発と種子生産

ア 品種開発

- 品種開発は、主に道総研農業試験場が、業務方法書や中期計画に基づき実施。

イ 生産

- 道と道総研が優良な品種を決定するための現地栽培試験などを実施し、その試験成績をもとに品種特性や普及性を判断し、優良品種候補を選定。

- 道は、北海道農作物優良品種認定有識者会議を開催し、有識者からの意見を聴いた上で、優良品種を認定。

- 優良品種のうち主要農作物（稲、大麦、小麦及び大豆）の原原種については、道がホクレンに委託して、滝川市の原原種ほで生産・配付。

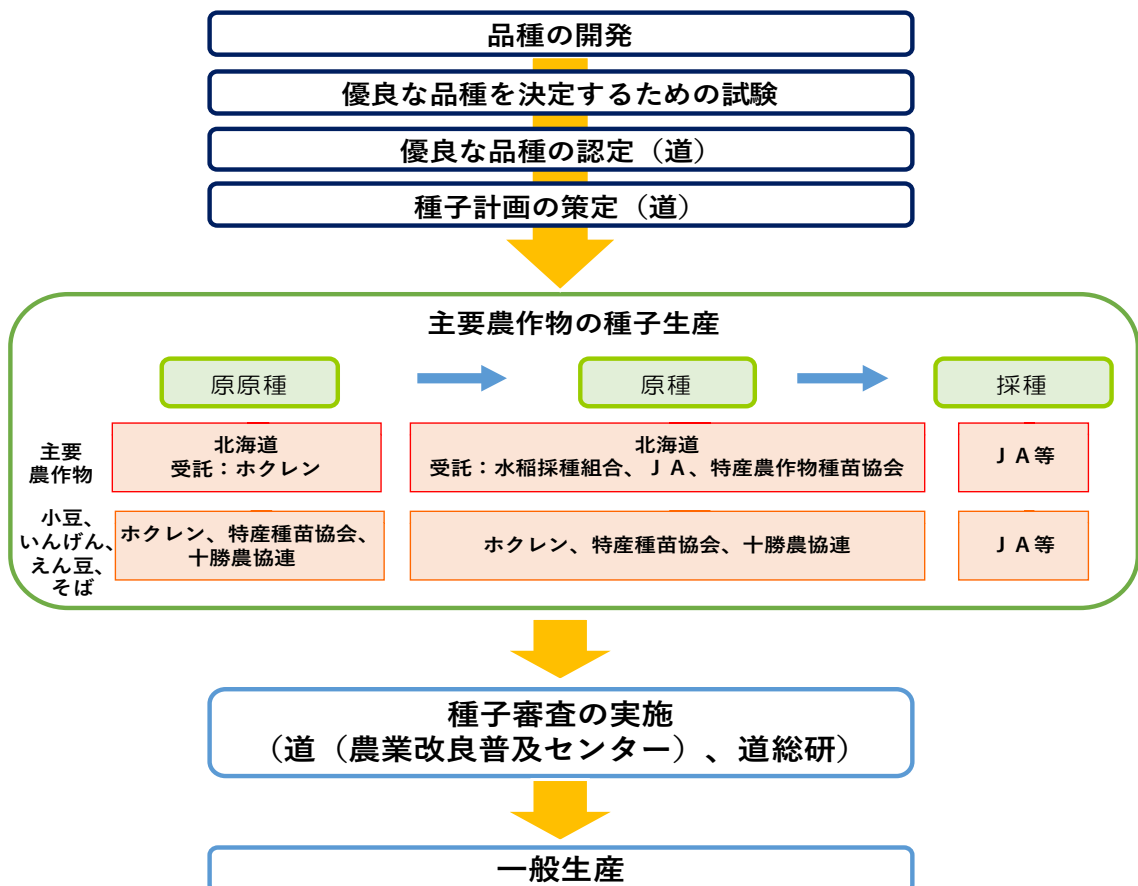
原種は、道が農協等に委託して、各地の原種ほで生産・販売。
採種は、各地域のJA等が生産・販売。

- 小豆、いんげん、えん豆及びそばについては、ホクレン等が原原種及び原種を生産・販売。

採種は、各地域のJA等が生産・販売。

- 種子の審査（ほ場審査及び生産物審査）は、道が実施。

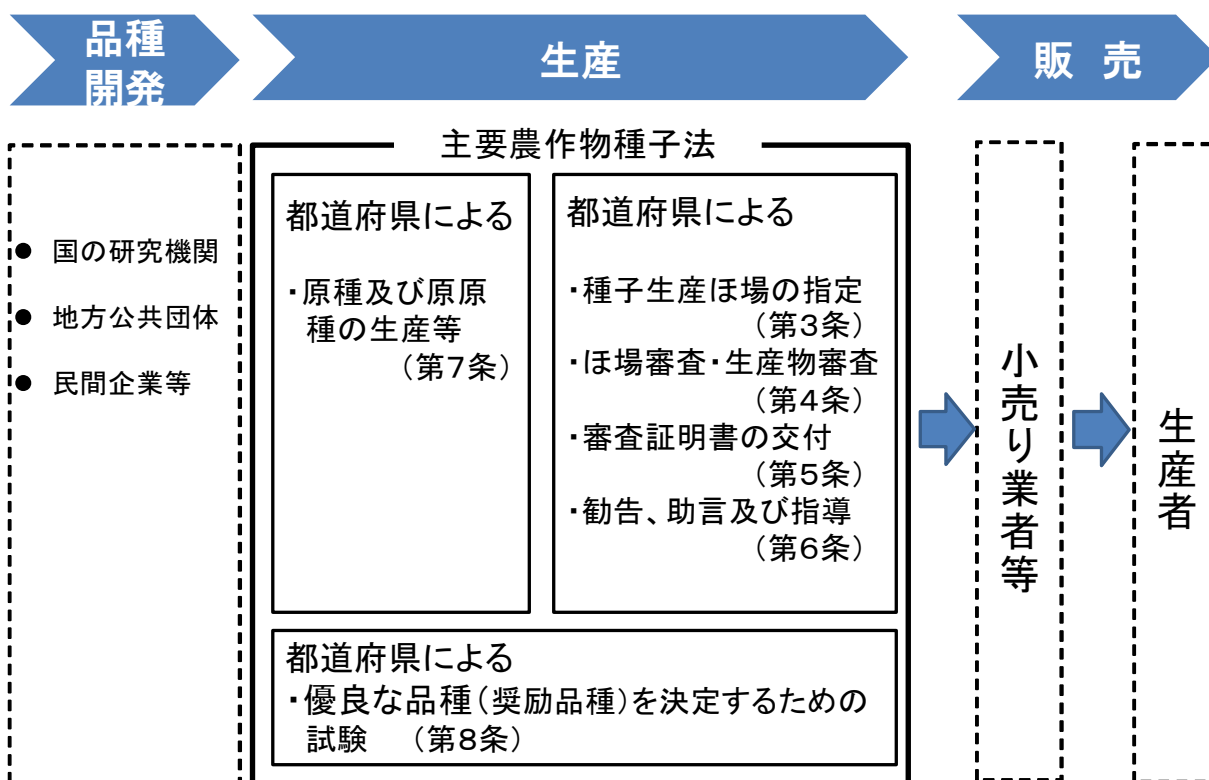
北海道における主要農作物の種子生産等に関する実施体制



3 主要農作物種子法の目的と仕組み

- 主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から昭和27年（1952年）に制定された。
- 法律では、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産等については、都道府県が行うものと規定。
- 「優良な品種（奨励品種）を決定するための試験」「原種及び原原種の生産」「種子生産ほ場の指定、ほ場審査・生産物審査等」を行うことについて、都道府県に義務付け。

主要農作物種子法による種子生産の仕組み



※平成30年4月1日付けで廃止。

本道においては、30年度は従来どおりの種子生産・審査体制を継続できるよう、必要な予算を確保するとともに、要綱や要領を整備。

4 主要農作物種子法の廃止までの経過

(1) 規制改革推進会議

28年9月に規制改革推進会議農業ワーキンググループが、都道府県と民間企業では競争条件が同等ではなく、民間企業が稲・麦・大豆種子産業に参入しにくい状況になっていることから、主要農作物種子法の廃止を提言。

(2) 農業競争力強化プログラム

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決することが必要であることから、国では、28年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、生産資材価格の引下げなど13項目について取り組むことを決定した。

種子については、次のとおり位置付けられた。

⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

優良品種に認定された民間開発品種

- ・ 水稻～「ほしまる」＜ホクレン、上川農試＞
- ・ 小麦～「春よ恋」＜ホクレン＞
- ・ 大麦～「札育2号」＜サッポロビール＞ いずれも栽培普及されている。

(3) 国会での審議状況

○ 29年2月10日、「主要農作物種子法を廃止する法律案」を国会に提出。

- ・ 3月28日：衆議院本会議で可決。
- ・ 4月13日：参議院農林水産委員会において附帯決議が採択。
- ・ 4月14日：参議院本会議で可決・成立。

(4) 主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議

- 1 将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- 2 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。
- 3 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国内外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。
- 4 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。

5 各都道府県の対応

- (1) 条例を制定して自県で生産 3 県 (埼玉県、新潟県、兵庫県)
- (2) 要綱等を整備して自県で生産 40 道府県
(うち、富山県、山形県については30年度に条例を制定し、年度内に施行予定)
- (3) 他の団体へ移管 3 府県 (大阪府、奈良県、和歌山県)
※東京都は、これまでも種子生産に取り組んでいない。

6 道の対応

(1) 道による検討の経過

- 道では、29年4月、今後の種子生産の在り方を検討するため、北海道種子協議会の下に、道や農業団体、試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、これまで11回にわたり、検討を重ね、議論を深めてきたところ。
※北海道種子協議会～優良品種の種子生産に係る需給の見通しや安定供給等について、関係機関・団体等と協議。

(2) 道の廃止後の対応

- 29年7月には、「主要農作物種子法廃止後の本道における種子生産の対応方向について」を取りまとめ、対応方向や課題を明確化。
- この結果、30年度は現行体制を継続することとし、

- | |
|-------------------|
| ア 種子計画の策定 |
| イ 優良な品種を決定するための試験 |
| ウ 原種及び原原種等の生産等 |
| エ ほ場審査・生産物審査等 |
- については、引き続き、道が実施。

なお、生産の継続に向けては、種子生産現場で柔軟に対応し得る体制の構築を目指し、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種生産の在り方や原原種の適正な備蓄・保管に向けた調整などの課題の解決に向けて、農業団体等と引き続き、検討を進めていくこととしたところ。

- 30年4月の種子法廃止後も、当面する30年度においては、現行の種子生産・審査体制を継続できるよう、必要な予算を確保するとともに要綱や要領を整備。

(3) 今後の対応方向

- 本道農業が我が国の食料安定供給を担い、持続的に発展していくためには、稲や麦、大豆といった主要農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠。
- 31年度以降における主要農作物の種子生産については、本道における種子生産に関する課題解決への的確な対応や、道、農業団体、生産者等の役割と責任の明確化などの下、安定供給に向けて推進していかねばならないことから、その根拠となる条例の制定に取り組む。

7 条例制定について

これらのことから、北海道農業・農村振興審議会の下に、部会を設置し、条例の内容等の検討を進めることが必要。

(1) 条例の内容（素案）

- 1 制定の趣旨
- 2 条例の概要
 - (1) 目的
 - (2) 基本理念
 - (3) 道の責務
 - (4) 品種育成者の責務
 - (5) 種子生産者の責務
 - (6) 関係機関等の責務
 - (7) 優良品種の認定等
 - (8) 種子計画の策定
 - (9) 主要農作物の原種及び原原種の生産
 - (10) ほ場経営者による種子の生産
 - (11) ほ場審査及び生産物審査の実施
 - (12) 勧告等
 - (13) 知的財産の保護
 - (14) 財政上の措置
 - (15) 北海道優良品種認定審議会の設置

(2) 部会の設置

- 検討する条例（案）が本道の実態に即し、かつ本道農業の持続的発展に資する内容となるよう、幅広い分野の有識者によって、多様な見地から調査審議を行う必要があることから、北海道農業・農村振興審議会における調査審議に当たっては、主要農作物種子生産部会を設置し、調査審議を付託している。

(3) スケジュール (案)

- ・ 30年 8 月 地域との意見交換
- ・ 30年 8 月 29 日 第 1 回農業・農村振興審議会
 - ・ 主要農作物種子生産部会の設置
 - ・ 条例 (骨子案) について調査審議
- ・ 30年 10 月 11 日 第 2 回農業・農村振興審議会
 - ・ 条例 (素案) について調査審議
- ・ 30年 10 月 11 日 道民からの意見等募集 (パブリックコメント)
- ・ 30年 10 月 11 日 ~ 11 月 9 日
- ・ 30年 12 月 第 3 回農業・農村振興審議会
 - ・ 条例 (案) について調査審議

8 その他

○種子生産の課題

種子生産の現場からは、円滑な生産のため、増殖対象品種の整理を求める声があることから、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種などについては、地域に原種・原原種などの種子の生産を任せる方向で取り進めることとし、地域で生産していくことについて、関係 J A 等との調整を進める。

【主要農作物等の優良品種数】

○水稲	21 品種	
○小麦	7 品種	
○大麦	2 品種	
○大豆	20 品種	
○小豆	12 品種	
○いんげん	16 品種	
○えん豆	2 品種	
○そば	5 品種	
		合計 85 品種

原種等生産事業費

予算額	156,430千円(前年度 156,563千円)
うち道費	63,185千円(前年度 63,185千円)

1 事業の目的

本道の基幹作物である水稲や小麦、大豆等の主要農作物や小豆、いんげん等の主要畑作物の生産性と品質の向上を図るため、計画的な種子生産に必要な原種・原原種ほの設置とともに、優良品種の認定や種子生産を担う生産者等の研修、種子の審査、種子協議会の開催等を実施することにより、生産の基礎となる安全で優良な種子の安定生産と普及を促進する。

2 事業の内容

(単位：千円)

区分	事業内容	事業主体	補助率	予算額
主要農作物原種ほ等設置委託事業費(水稲、麦類、大豆)	○原原種ほ、原種ほの設置をそれぞれホクレン、農協等に委託	北海道 (ホクレン、農協等へ委託)	-	153,243 (61,451)
主要畑作物原種ほ等設置事業費補助金(雑穀)	○そばの原種ほ等設置に対する支援	ホクレン、(公社) 日本特産農産物協会	定額	519 (519)
原種等管理事業事務費	○地域に普及する優良品種の認定 ○種子を生産するための研修の実施 ○栽培中におけるほ場審査や生産物審査の実施 ○種子の需給見通しや安定供給のための生産計画を協議する種子協議会の実施	北海道	-	2,668 (1,215)
合計				156,430 (63,185)

3 事業実施期間

昭和27年度～

(担当：農政部生産振興局農産振興課
(内線 27-718))